

各 位

日之出自治会会長 石倉 栄司

## 日之出自治会のご案内

ようこそ日之出へ！

あなたの生活基盤である日之出には「日之出自治会」があります。日之出自治会では、市川市などの行政機関との連携や会員住民の協力・交流を通して、防犯、防災、環境・ゴミ問題改善などの公益活動や、運動会、盆踊り、餅つき大会などの親睦活動を活発に行っています。ご承知のように、住民がお互いに挨拶を交わすような住民の交流が空き巣等の犯罪の発生を効果的に抑制します。

また地震等の災害が生じた際には、地域の身近な人たちの助け合いが大きな力を発揮します。公的な救助等が到着するのは相当な時間がかかることを覚悟しておかなければなりません。

このようなさまざまな活動や状況を踏まえ、私たちの身近な生活環境を改善し「快適な日之出ライフ」に向けて会員一同日々努力しているところです。

「快適な日之出ライフ」の実現には、住民の皆様お一人お一人の積極的な自治会活動への参加が不可欠です。自らの快適な生活は自らの努力で手に入れることが大切ですね。

また、特に小さなお子さんにとって、日之出は「ふるさと」であり、楽しい思い出を残してあげられたら素晴らしいと思います。

### ☆年間の主な活動の例

#### 1. 公益活動：市川市、警察署、消防署等行政機関との連携・協力

- 防犯活動：防犯灯の設置・維持管理、行徳警察署と連携した防犯関係情報の収集と提供  
行徳警察署管内での犯罪は、自転車の盗難、車上狙い、空き巣などが多発しています。充分にご注意ください。  
行徳警察署管内には7つの交番があり、日之出は塩焼交番の管轄です。
- 防災活動：  
消防署と連携した消火・防災訓練や毎年12月の後半には、役員が交代で「火の用心」の夜回りを行っています（会員が参加しての12月から2月の夜回りは、諸般の事情から現在中止しております）。
- 町の美化活動：市と連携したクリーン作戦、公園や町の清掃に取り組みます。
- 社会福祉活動：  
赤い羽根共同募金などの募金活動を行います。

## 2. 親睦活動

- 地域交流ミニ運動会：日之出、新浜、入船、ソフトタウン、グロリオール里見の3地域の自治会合同運動会  
毎年5月中旬頃に、3つの地域の自治会が南新浜小学校の校庭で地域交流ミニ運動会を開催しています。バケツリレー、玉入れ、綱引き、リレーなど親子で毎年およそ500名の町民が参加しています。
- 夏祭り：盆踊り、各種模擬店  
毎年7月末の土曜・日曜に南浜公園にて開催しています。日之出自治会最大のイベントです。



- 餅つき大会

毎年12月の第1日曜日に朝から南浜公園にて開催しています。杵でついたつきたてお餅をどうぞ！皆さんも杵で餅つきを体験してください。

### ☆組織・運営

会員数は、2014年6月現在約300世帯です。

会長、副会長以下13名の役員により運営されています。

現在28班から構成され、各班は、班内で互選された班長により運営されています。

定期総会：本会の最高の議決機関です。会員の過半数で成立し、毎年3月に当年度事業報告・決算報告及び次年度事業計画・予算案について審議し、決定します。

### ☆会費<日之出自治会規約 第5条、第16条>

会費は月300円、年間3600円です。できるだけ年会費でお支払いをお願いしています。

原則として班長が集金し会計担当役員へ納めます。

### ☆ホームページによる日之出自治会の紹介（インターネット環境のある方）

<http://www.hinodejichikai.net>、のURLを入力するか、もしくは「日之出自治会」で検索頂ければ詳細が閲覧できますので、多くの皆様のアクセスをお待ちしております。

### ☆入会

入会される方は「日之出自治会入会申込書」<別紙2>にご記入いただき、会費とともにお近くの班長、又は下記の役員へ提出してください。

ご不明な点がございましたら遠慮なく次の役員におたずねください。

会長 石倉 栄司 TEL：397-0212 副会長 幸田 尚行 TEL：358-7791  
副会長 初瀬 庄二 TEL：395-1080

## 日之出自治会規約（抜粋）

### （名称と事務所）

第1条 この会は日之出自治会（以下「会」という）と言い、日之出地区内に置く。

### （目的と活動）

第2条 この会は会員の生活環境の向上と会員相互の親睦を図ることを目的とし、そのために必要な活動を行う。ただし、政治・宗教的活動は行わない。

### （会員の資格）

第3条 この会の会員は日之出地区に居住し、この会の目的に賛同する世帯とする。

### （会員の権利）

第4条

1. 会員の権利はすべて平等とし、役員その他すべて会の代表に選ばれることおよび選ぶことができる。
2. 会員は役員会、その他この会の公式の会議を自由に傍聴し、提案することができる。

### （会員の義務）

第5条 会員はこの会の会費を納め、運営に協力する義務を有する。

### （機関）

第6条 この会は次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会

### （班長）

第13条

- （1）班長は各班で互選し、任期は1年とする。
- （2）班長は班内の親睦を図り、会務を行う。

### （会費）

第16条 この会の経費は、会費とその他の収入でまかなう。

会費は、1会員につき月額300円とする。（入会、退会の属する月を含む）

平成 年 月 日

日之出自治会入会申込書

日之出自治会会長 殿

日之出自治会に入会したいので、当月より本年度末までの

会費 \_\_\_\_\_ 円を添えて申し込みます。

住 所 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_ 印

家族人数 : \_\_\_\_\_ 人

電 話 : \_\_\_\_\_

Eメール : \_\_\_\_\_ (任意)